

生成AIサイトや画像加工アプリ等により、実在する児童生徒の画像を性的画像に加工して悪用する事案、いわゆる「性的ディープフェイク」による被害・加害を防止するための広報啓発資料の周知について御協力をお願いいたします。

事務連絡
令和8年3月12日

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県教育委員会学校安全主管課
各指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人担当課
附属学校を置く各公立大学法人担当課
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課

御中

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
文部科学省初等中等教育局児童生徒課
文部科学省初等中等教育局学校情報基盤・教材課

性的ディープフェイクによる児童生徒の被害・加害防止のための
広報啓発資料の活用等について（依頼）

昨今、生成AIサイトや画像加工アプリ等により、実在する児童生徒の画像を性的画像に加工して悪用する事案、いわゆる「性的ディープフェイク」が社会的な問題となっており、実際に児童生徒が被害に遭う事案が発生しています。また、児童生徒がこれらの事案の加害者になる事案も多数生じており、学校行事や卒業アルバムの画像を含め、日常の学校生活における様々な画像について、生成AI等を悪用して性的なものに加工し、友人に共有したり、SNSで拡散したりするといった行為も見られるところです。このことについて、都道府県・政令指定都市の教育委員会等の生徒指導担当者及び学校安全担当者に聴き取り等を行ったところ、学校が把握した性的ディープフェイク事案として、複数の事例が確認されました（参考資料1）。

さらに、本年2月26日に、警察庁が公表したところによると、

・令和7年中における警察の取扱い事案（※）数が114件であったこと

※警察が把握した生成 AI 等を悪用して児童生徒（18 歳未満）の性的画像を作成した事案で、相談・被害申告時に相談・被害者が 20 歳未満であるもの。

- ・被害児童生徒については中高生が全体の約 9 割を占めており、小学生の被害もあること
 - ・発生した事案のうち、約 6 割は同級生・同じ学校の者の中で行われていること
- 等が明らかになっています。

こうした状況を踏まえ、「性的ディープフェイク」に係る事案の未然防止のため、警察庁を中心に、文部科学省、こども家庭庁等の関係府省庁が連携して広報啓発活動に取り組むこととしており、警察庁が作成した児童生徒向けの広報啓発資料（参考資料 2）について、文部科学省のホームページ（下記参考 URL）において公開しています。また、参考資料 3 のとおり、警察庁から同資料の教育現場での活用の依頼がありました。

つきましては、各教育委員会等においても、同資料を活用した広報啓発活動にご協力をお願いいたします。

さらに、文部科学省としては、このような事案の未然防止のためには、

- ・子供たちを性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもさせないための「生命（いのち）の安全教育」
 - ・SNS 等での拡散によるトラブルを防ぐための情報モラル教育の充実
- が重要であると考えているところ、各学校の設置者及び学校においては、引き続き、取組を進めていただくようお願いいたします（参考資料 4、5）。

加えて、このような事案が発生してしまった場合には、速やかに警察と連携して対応に当たるとともに、被害を受けた児童生徒に対する心のケア及び加害児童生徒への指導についても遺漏のないようお願いいたします。

これらのことについて、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国立大学法人及び附属学校を置く公立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域第 1 2 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体にあっては認可した学校に対して、周知を図るよう、特段の御配慮をお願いします。

参考 URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/mext_00007.html

参考資料 1：学校が把握した生成 AI を用いた性的ディープフェイク事案の例

参考資料 2：啓発チラシ「その AI の使い方、犯罪かも…」

参考資料 3：児童による性的ディープフェイク被害・加害防止のための広報啓発資料の活用について（依頼）（別添資料略）

参考資料 4：「生命（いのち）の安全教育」の教材・指導の手引き等について

参考資料 5：情報モラル教育関連資料

(本件連絡先)

- 児童生徒のいじめへの対応について
文部科学省初等中等教育局児童生徒課
生徒指導室生徒指導企画係
電話番号 03-5253-4111 (内線 3298)
03-6734-3298 (直通)
e-mail s-sidou@mext.go.jp
- 情報モラル教育について
文部科学省初等中等教育局
学校デジタル化プロジェクトチーム
情報教育振興室 情報教育振興第二係
電話番号 03-5253-4111 (内線 2702)
03-6734-2702 (直通)
e-mail digital-pt@mext.go.jp
- 生命 (いのち) の安全教育について
文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
男女共同参画推進係
電話番号 03-5253-4111 (内線 2654)
03-6734-2654 (直通)
e-mail danjo@mext.go.jp

学校が把握した生成AIを用いた性的ディープフェイク事案の例

【事例 1】

関係生徒が、SNSにアップされている対象生徒の画像を入手し、生成AIを用いて性的な動画に加工し、メッセージアプリ上において、グループに共有した事案。

【事例 2】

関係生徒が、対象生徒の画像を教室内で盗撮し、生成AIを用いて第三者とキスをする映像を作成した事案。

【事例 3】

関係生徒が、友人からの依頼を受けて、課金制のWEBサイト上で生成AIを用いて、複数の対象生徒のSNSや小学校の卒業アルバムの顔写真を上半身裸の写真等と合成した画像を100人ほど作成し、友人に送信した事案。

【事例 4】

関係生徒が、生成AIを用いて、対象生徒の顔写真を性的画像に加工し、販売した事案。

【事例 5】

関係生徒が、生成AIを用いて、対象生徒の顔写真とインターネット上の下半身裸の写真と合成し、SNSで拡散した事案。

【事例 6】

関係生徒が、生成AIを用いて、対象生徒及び教職員のわいせつな画像を作成し、SNSで拡散した事案。

【事例 7】

複数の関係生徒が、作業を分担し、生成AIを用いて対象生徒の裸の画像を作成し、SNSのグループに画像を共有した事案

そのAIの使い方、 犯罪かも・・・

服を脱がすなどの画像加工のリスク



**SNS投稿や友達との共有は
トラブルや犯罪、人権侵害につながることも**

被害を
受けた方へ

被害にあったとき・困ったときの相談窓口

ぴったり相談窓口



こどもの性被害等
に関する相談窓口
を案内するWeb
サイト

ハートさん
#8103

性犯罪被害相談電話

発信した地域を管轄する都道府
県警察の性犯罪被害相談電話窓口
につながります。

#9110



警察相談専用電話
最寄りの警察本部
の相談窓口につな
がります。

なやみ言おう
0120-0-78310

24時間
子供SOSダイヤル

電話をかけた所在地の教育委員会
の相談窓口につながります。

そのAIの使い方、 犯罪かも・・・

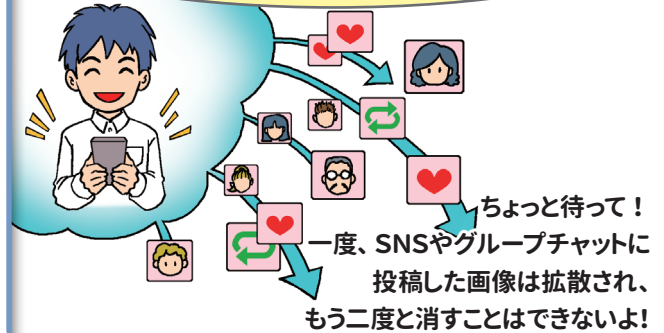
AIは便利なものだけど、
使い方を間違えると大変なことになる！

軽い気持ちで他人の画像をAIで加工してSNSに投稿したら・・・

1 AIは色んなことができるけど、こんな使い方はいいのかな？
「あのコの画像の服を脱がせてみようかな・・・」



2 SNSに投稿したらウケるかも！



3 それってすごいことだと思ってる？
全然すくなくないし、面白くないし、カッコ悪いよ！



4 ごめん・・・こんなつもりじゃなかったのに



保護者の皆様へ

お子様は普段から生成AIを利用していますか？

生成AIを使った性的な画像加工やSNS等での拡散がトラブルや犯罪、人権侵害につながるケースがあります。
家庭内でルールやモラルについてよく話し合ってください。

被害を
受けた方へ

被害にあったとき・困ったときの相談窓口

ぴったり相談窓口 こどもの性被害等に関する
相談窓口を案内するWebサイト



「きくまる」が、あなたにぴったりな
相談窓口へのご案内をサポートします。



ハートさん
#8103 性犯罪被害相談電話

発信した地域を管轄する都道府県警察の
性犯罪被害相談電話窓口につながります。

犯罪被害者等支援シンボルマーク「ギョっとちゃん」



#9110 警察相談専用電話



最寄りの警察本部の
相談窓口につながります。

なやみ言おう
0120-0-78310
24時間子供SOSダイヤル

電話をかけた所在地の教育委員会の相談窓口につ
ながります。

令和8年2月25日

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
文部科学省初等中等教育局
児童生徒課
学校情報基盤・教材課

御中

警察庁生活安全局
人身安全・少年課

児童による性的ディープフェイク被害・加害防止のための広報啓発資料の活用について（依頼）

平素より、警察行政各般にわたり御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

昨今、生成AIサイトや画像加工アプリ等により、実在する児童の画像を性的画像に加工して悪用する事案、いわゆる「児童の性的ディープフェイク」が社会的な関心を集めており、実際に児童が被害に遭う事案が発生しています。

この種事案では、児童が加害者になる事案も多数生じており、学校行事や卒業アルバムを含む日常の様々な画像を用いて性的なものに加工し、友人に共有したり、SNSで拡散するといった行為も発生しています。

このような情勢を踏まえ、当庁において生成AIによる画像加工等のリスクを周知するため、主に児童を対象とした広報啓発資料を別添のとおり作成しました。

本年2月から5月までを「春のあんしんネット・新学期一斉行動」として、インターネット接続機器やサービスを提供する関係事業者と保護者、学校等の関係者が連携、協力し、青少年のインターネットの適切な利用に向けた広報啓発に取り組んでいくこととされているところ、貴省におかれましても、都道府県教育委員会等に周知いただき、教育現場で御活用いただけますようお願い申し上げます。

【別添資料】

○そのAIの使い方、犯罪かも・・・

【本件担当】

人身安全少年課保護対策係 原
03-3581-0141（内線3133）

「生命（いのち）の安全教育」教材・指導の手引き等について

「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」決定）に基づき、内閣府・文部科学省が連携し、有識者の意見も踏まえ、「生命（いのち）の安全教育」のための教材及び指導の手引きを作成。これにより、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための教育を推進。

教材・指導の手引き等の内容

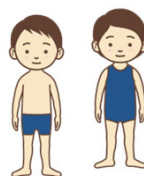
- ・発達段階に応じた、「生命（いのち）を大切にする」「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための教材等を作成
- ・具体的には、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付けることをめざす。
- ・また、各段階に応じたねらいや展開、児童生徒から相談を受けた場合の対応のポイント、指導上の配慮事項、障害のある児童生徒への指導方法の工夫、保護者への対応等を示した指導の手引きを作成。
- ・教材動画、教員研修用動画を作成。

（教材の主な内容）



【幼児期】

- ・「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- ・相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけない
- ・いやな触られ方をした場合の対応 等



【高校】

- ・自分と相手を守る「距離感」について。
- ・性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害、セクハラの例示）
- ・二次被害について
- ・性暴力被害に遭った場合の対応 等



【小学校】

- ・「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- ・相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけない
- ・いやな触られ方をした場合の対応
- ・SNSを使うときに気を付けること（高学年） 等



【特別支援教育】

- ・小学校等向けの教材を活用しつつ、障害の状態を踏まえ教材を工夫して実施。
- ・児童生徒の発達段階や障害の状態等に応じた個別指導を実施。



【中学校】

- ・自分と相手を守る「距離感」について。
- ・性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害の例示）
- ・性暴力被害に遭った場合の対応 等



【高校卒業前、大学、一般（啓発資料）】

- ・性暴力の例、実態
- ・身近な被害実態
- ・性暴力が起きないようにするためのポイント
- ・性暴力被害に遭った場合の対応・相談先 等



各段階の教材・指導の手引き、下記のサイトよりダウンロードできます。教材動画、教員研修用動画も下記サイトより視聴できます。

教育委員会や学校における研修や授業等において、本教材を投影したり配布したりするなどして、御活用いただけます。

文部科学省ホームページ「性犯罪・性暴力対策の強化について」（URL）https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html



情報モラル教育関連資料

参考資料 5

情報モラル教育に活用できる事例集・教材集です。
ご家庭での約束を決める際などにもご活用ください。



SNS等の投稿、拡散などに関すること



「SNS上における暴力行為等の動画の
投稿・拡散事案に関する
情報モラル教育の充実」
(文部科学省)

動画教材

<https://youtu.be/kBKIsXSHJgo>

暴力行為やいじめが絶対に許されるもの
ではないことを前提に、主に情報モラル
教育の観点から留意すべき事項等につい
て有識者が解説した動画教材です。



「SNSへの書き込みの影響」
(文部科学省)

動画教材

<https://youtu.be/OdxeRvWJkq8>

動画に関連した問題に挑戦することで、
より深く学ぶことが可能 (設問は3問)

<https://www.mext.go.jp/moral/#/category03/01/question01>
<https://www.mext.go.jp/moral/#/category03/01/question02>
<https://www.mext.go.jp/moral/#/category03/01/question03>



「写真や動画が流出する怖さを知ろう」
(文部科学省)

動画教材

<https://youtu.be/NDGcNN1DrHk>

動画に関連した問題に挑戦することで、
より深く学ぶことが可能 (設問は2問)

<https://www.mext.go.jp/moral/#/category03/03/question02>
<https://www.mext.go.jp/moral/#/category03/03/question03>



「思ったままSNSに送信しただけなのに」
(文部科学省)

動画教材

https://youtu.be/ojMxv_xz65M

動画に関連した問題に挑戦することで、
より深く学ぶことが可能 (設問は3問)

<https://www.mext.go.jp/moral/#/category03/02/question01>
<https://www.mext.go.jp/moral/#/category03/02/question02>
<https://www.mext.go.jp/moral/#/category03/02/question03>



「軽はずみなSNSへの投稿」
(文部科学省)

動画教材

<https://youtu.be/WCx-RMKRT60>

動画に関連した問題に挑戦することで、
より深く学ぶことが可能 (設問は3問)

<https://www.mext.go.jp/moral/#/category03/05/question01>
<https://www.mext.go.jp/moral/#/category03/05/question02>
<https://www.mext.go.jp/moral/#/category03/05/question03>



「実際に起きていることでネットの使い方を考えよう!
インターネットトラブル事例集」
(総務省)

啓発教材

インターネット利用に係るトラブル事例の
予防法をマンガでわかりやすく解説

https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/trouble/

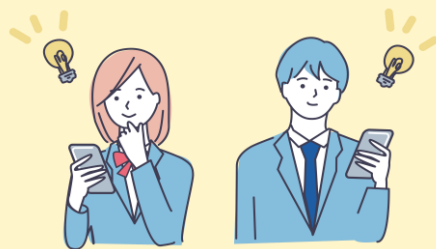


TOKYO少年ネットルールプログラム
第2部: 「その言葉書き込んで大丈夫?」
(警視庁)

動画教材

<https://www.youtube.com/watch?v=X0ZBROGa4Yc>

小・中学生向けのネットルール教材
令和8年3月31日まで公開



人権侵害などに関すること



「情報の記録性、公開性の重大さ」

(文部科学省)

動画教材

<https://youtu.be/JrFfsCg6uXM>

動画に関連した問題に挑戦することで、より深く学ぶことが可能 (設問は2問)

<https://www.mext.go.jp/moral/#/category03/04/question01>
<https://www.mext.go.jp/moral/#/category03/04/question02>



「『誰か』のことじゃない。」
インターネット編

(法務省)

啓発動画

<https://youtu.be/WaBG41gvev4>



「あなたは、大丈夫？考えよう！
インターネットと人権 (四訂版)」

(法務省)

啓発冊子

<https://www.moj.go.jp/content/001394213.pdf>

法務省の人権擁護機関では、全国の小学校・中学校等で人権教室を実施しており、人権教室の依頼を随時受け付けています。

https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00100.html



「インターネットはヒトを
傷つけるモノじゃない。」 (全4編)

(法務省)

啓発動画

https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00257.html



「ルールは誰のもの？
～みんなで考える法教育～」

(法務省)

小学生向け冊子教材・視聴覚教材

https://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00036.html



【冊子教材】
題材4「情報化社会における表現の自由と知る権利 - 情報の受け手・送り手として」(P.70～)が関連箇所

【視聴覚教材】
冊子教材の内容を映像化したもの。「きめきめ王国」、「書き込む前に考えよう！」が関連箇所



「あなたは大丈夫？考えよう！
インターネットと人権」

(法務省)

啓発動画

<https://youtu.be/MxTqdImH904>

法務省の人権擁護機関では、全国の小学校・中学校等で人権教室を実施しており、人権教室の依頼を随時受け付けています。

https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00100.html



情報モラル教育に関連するポータルサイト等



情報モラル教育ポータルサイト

(文部科学省)

<https://www.mext.go.jp/zyoukatsu/moral/>

主に教職員向けの、
情報モラル教育に関するサイト



5つの分野のICTリテラシーを学ぼう
～つくろう！守ろう！安心できる情報社会～

(総務省)

https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/special/ictliteracy_for_yps/

ICTリテラシーについて、世代別(青少年向け、保護者向け、シニア向け)の特徴を踏まえて紹介



情報モラルe-learningコンテンツ **情報モラル学習サイト**

～スマホ・タブレットやネットを上手に活用できるかな？～

(文部科学省)

<https://www.mext.go.jp/moral/index.html#/>

児童生徒が、設問に回答しながら情報モラルについて学習するサイト



e-ネットキャラバン講座

(総務省/文部科学省)

<https://www3.fmmc.or.jp/e-netcaravan/course/#ct2>

受講には申込みが必要



普及啓発リーフレット集

(こども家庭庁)

<https://www.cfa.go.jp/policies/youth-kankyou/leaflet>

主に保護者向けの資料



DIGITAL POSITIVE ACTION

(総務省)

<https://www.soumu.go.jp/dpa/>

ICTリテラシー向上のための官民が連携した意識啓発プロジェクト

